

令和7年度第1回 大阪狭山市総合教育会議 議事録

1. 日 時 令和7年10月29日(水)
開会：午前10時00分 閉会：正午
2. 場 所 大阪狭山市役所 3階 委員会室
3. 出席者 大阪狭山市長 古川 照人
大阪狭山市教育委員会
教育長 竹谷 好弘
教育委員 井上 寿美
教育委員 内田 幸子
教育委員 鶴川 和水
(事務局等)
副市長 田中 斉
副市長 楠 弘和
政策推進部長 古頃 孝司
政策推進部次長 北野 真也
政策推進部次長兼企画・情報政策グループ課長 椎名 弘樹
政策推進部企画・情報政策グループ課長補佐 中村 健也
教育委員会事務局教育監 寺下 憲志
教育委員会事務局教育部長 山田 裕洋
教育委員会事務局教育部次長 山本 一幸
教育委員会事務局教育部教育政策グループ課長 森口 健次
教育委員会事務局教育部教育政策グループ課長(学校給食担当課長) 神楽所 保則
教育委員会事務局教育部教育政策グループ参事 荒川 郁代
教育委員会事務局教育部副理事兼教育指導グループ課長 中本 真司
教育委員会事務局教育部生涯学習グループ課長 畑辻 旭秀
教育委員会事務局こども政策部長 浜口 亮
教育委員会事務局こども政策部こども家庭支援担当部長 吉田 耕太郎
教育委員会事務局こども政策部理事 山本 泰士
教育委員会事務局こども政策部次長兼こども家庭支援グループ課長 岩間 かおり
教育委員会事務局こども政策部こども育成グループ課長 牧 宏幸
(以上24名)
4. 傍聴者 5名
5. 会議の概要
(1) 開会

(2) 案件

1. (仮称)大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例の再提案に向けた意見交換について
2. その他(業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表について)

(3) 閉会

6. 議事録

○事務局(政策推進部次長兼企画・情報政策グループ課長)

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回大阪狭山市総合教育会議を開催いたします。

本日は、公私何かとお忙しい中、本会議に出席いただきましてありがとうございます。

私は、本会議の事務局を務めます政策推進部企画・情報政策グループ課長の椎名でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

案件に入ります前に、本日、山田委員より、事前に欠席の旨の報告を受けております。

本日はこのメンバーとなりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、資料1「会議次第」、資料2「大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例アンケート」、資料2-1、資料2-2、資料2-3は、それぞれのアンケート結果でございます。そして、資料3「大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例の修正検討」、資料4「大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例(案)」、資料5「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要」、以上でございます。

次に、会議の公開についてご報告を申し上げます。

大阪狭山市総合教育会議設置要綱第6条の規定に基づき、本会議は公開としております。また、大阪狭山市総合教育会議運営要領第3条の規定に基づき、本会議の傍聴人の定員を10名としております。

なお、本日は、5名の方が傍聴にお見えになっておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからの議事は、市長に進めていただきます。よろしくお願ひいたします。

○市長

本日は、大変お忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

そして、大阪狭山市の教育行政の様々な分野において、各地域でいろいろな行事やイベントがありますが、教育委員の皆様方におかれては、できる限り現場に足を運んでいただいて、地域の市民の皆様の日頃の活動について、いろいろと見ていただいております。そういう意味で、本市の教育行政を皆様方のおかげで推進できていますこと、まずは御礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

今日の総合教育会議のテーマは大きく2つあります。

1つ目は、「(仮称)大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例の再提案に向けた意見交換について」、2つ目は、「その他」として、「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表について」となっています。

とりわけ、1つ目の条例制定については、昨年の総合教育会議でもご議論させていただ

きました。

しかしながら、議会においては、継続審議となりました。

理由は後程確認したいと思いますが、再提案ということでございますので、再度、教育委員の皆様方のご意見もお聞かせいただきながら、しっかりと議会にお認めいただき、また、市民の皆様にも、この条例の趣旨や内容を理解していただけるように、取組みを進めてまいりたいと思っています。

そういう意味で、今日は非常に貴重な意見交換会になるかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

この条例について、昨年の総合教育会議で申し上げましたが、その時は、委員になられてない方もおられましたので、改めて申し上げさせていただきますと、この条例制定は、私の3期目の市長選挙の公約の1つでした。

本市のまちづくりの大きな柱の1つに、教育や子育てがあると、私は思っています。

これはある意味、本市の強みの部分であります。今は強みでも、10年先、20年先も、これが強みであるかと言われたら、正直、10年、20年先のことはわかりませんが、私は、強みであってほしいと思っています。

そのために、今、どのような体制を作っておくのがよいかというところで、1つは、この条例制定をすることで、理念条例に近いものではあると思うんですが、しっかりと教育委員会も含めて行政や現場の先生方、そして市民もみんなで大阪狭山市の、強みであり、誇るべき、この教育や子育てを共通の理解・認識のもと、同じ方向を向いて、まちぐるみ総がかりでやっていく、その体制を作るための条例にしたいという思いがございました。

そういう思いの中で、条例案が継続審議となり、内容的に、いろいろとご意見をいただき、修正すべき点があるだろうという判断で取り下げをいたしました。

そして、新たに再提案ということで、関係者や保護者、児童・生徒や地域住民、いろいろとアンケート調査を実施していただいております。

そのあたりも、今日はお聞かせいただきながら、皆様と意見交換できればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

そして、取り下げて以降、教育委員会でも、いろんな方々のご意見を聞いて、修正案を作り上げていただいておりますので、まずは、取り下げ後の経過や対応について、ご報告いただければと思います。

○教育長

それでは私の方から、ご説明いたします。

市長からありましたように、提案の取り下げがございまして、その後、市長と改めて、本市の教育推進のためには、やっぱりこの条例は必要だという認識を共有し、現在、教育委員会において、再提案に向けた取組みを進めているところでございます。

議案審議の中で、議員の皆様から頂戴したご意見はもとより、その他、できるだけ多くのご意見を丁寧にお聞きする中で、検討作業を進めてきているというところでございます。

まずは、その内容について、教育委員会事務局から状況を説明したいと思います。

よろしくお願いたします。

○教育部教育政策グループ課長

それでは、教育委員会事務局から、「(仮称)大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例の再

提案に向けた意見交換について」ご説明させていただきます。

本条例案のこれまでの経過については、令和6年招集大阪狭山市議会定例会3月議会に提出した議案が、「熟議が足りていない」、「理念がない」、「条例制定の必要性がない」などのご意見もありました。

教育委員会といたしましては、より広く、多くの方の声を聞くことで、よりわかりやすい内容への充実を図っていく意向でございます。

継続審査中の5月から、対象者を変えて計3回のアンケート調査を実施いたしました。

まず、5月に教職員を対象に、7月には、児童生徒と保護者を対象に実施いたしました。

その後、地域において社会教育にすぐれた知見を有する社会教育委員から、条例についての意見を伺い、条例素案をまとめたところでございます。

○市長

今ご報告いただいた中で、保護者、教職員、そして子どもたちから、アンケートを実施し、社会教育委員の方からご意見を聞いたということですので、その中身の報告をお願いしたいと思います。

○教育部教育政策グループ課長

それではお手元の資料2「未来に輝く教育のまち条例アンケート」をご覧くださいと存じます。

資料2-1教職員アンケートの2ページのQ5では、「条例案では学校園の役割を記載しているが、条例が策定されると教職員の負担が増えると思うか」の問いに、7割以上の教職員が「負担が増える」と回答しており、「そう思う」の理由としては、「教師の仕事量は増えるが子どもの成長のためには必要な業務である」、「実際には新たな業務や調整、会議が必要となることが予想される」等がありました。

「思わない」と答えた人の理由は「この役割は必要なことなので負担ではない」、「地域全体で子育てをするので先々の進路を意識して指導していくことは当然だと思う」等がありました。

次に、3ページのQ8では、「条例案が施行されると、教育基本法第16条の内容に反し、市の教育行政の中立性が阻害されると思いますか」という質問に、約75%の教職員が「そう思わない」という回答があり、思わない理由として、「地域と子どもたちをつないでいくことは大切でこの時代にあった取組みだと考える」、「この条例の制定が民主的ルールに基づいているのなら問題ないと思う」等がありました。

一方、「中立性が阻害されると思う」と答えた方の理由としては、「市の体面のためだけに学校園が利用される結果にならないか心配」、「他の機関と関わることは大切だが、支配されると公教育にならない考える」といった声がありました。

アンケートの2つ目は、市立小学6年生児童と市立中学校全生徒へのアンケート資料2-2です。

2ページの間3「学校生活に満足しているか」の問いには、9割以上が「満足している」と答え、その要因は、「友達や先生との関わり」が最も大きな要因となりました。

3ページの間5「大阪狭山市がもっと力を入れること」には、「いじめをなくすことへの支援相談」に次いで、「施設の改修」、「地域と一緒に学ぶ活動」が続き、安全・安心な学校環境を求めていることが伺えました。

6 ページの間 8 「学校生活をよくするために必要なことは何か」の質問でも、「安全で安心できる学校（いじめ暴力をなくす取組み）」や「楽しく学べる授業活動」を選択する子どもが多く、次いで「先生や友だち、保護者が協力すること」が選ばれました。

子どもたちの多くが、落ち着いた学校環境を求めていることが伺えました。

条例案に関する質問として、9 ページの間 1 2 「教育をよくするため、児童生徒の皆さんや保護者、先生、地域の人々が協力して教育を進めていく条例、市が決めるルールを作ることをごどう思うか」の問いには、「あればいい」「どちらかというのであればいい」を約 9 割の子どもたちが選択しています。

子どもたちも教育の基本的なルールがあることが学校環境をよくすることになると思っていると判断しています。

そして、3 つ目のアンケートは、資料 2 - 3 小学 6 年及び中学全学年生徒の保護者へのアンケートです。

まず、2 ページの間 3 「子どもの教育の保護者の役割」に関してお聞きしました。

「1. 子育ての基盤は家庭」の設問に、9 割の保護者が「そう思う」、次に「2. 保護者は一番の責任がある」の設問には、83%が「そう思う」、「3. 子どもにとって保護者は切り離せない存在」の設問には、92%が「そう思う」、「4. 保護者は日常的に最も関わる存在」は84%が「そう思う」とそれぞれ答えています。また、「そう思わないやどちらとも言えない」と答える保護者が、それぞれの設問に対して1割程度答えている結果も見られました。

この設問で「5. 社会的支援が必要な家庭もあるか」と聞いたところ、93%が「そう思う」を選択しており、これらの結果から、多くの保護者が、子どもの教育面で最も重要な役割を自分たちが担うと思っている人が大半ですが、異なる考えの保護者も少数ですがおられることが見られました。

4 ページの間 4、市の教育の基本方針に関して、「1. 学校教育へ地域や周囲の支えが必要」は「そう思う」が92%、「2. いろいろな人との関わりが子どもの視野を広げ人格形成にも重要」には、95%が「そう思う」、「3. 子どもは地域で生活しているから地域も支える存在である」は82%が「そう思う」と、それぞれ高い値となっています。

「4. 学校教育は教員がすればいい」は、56%が「どちらとも言えない」、「5. 保護者は忙しいので保護者以外の市民が学校教育に関わればいい」も54%が「どちらとも言えない」と選択しており、保護者の学校教育への関わりに、やや消極的な状況がみられました。

「6. 市民が学校教育に関わってもいいことはない」は、61%が「思わない」と答えていますので、「市民が関わること」を、無意味ではないと考えている人が過半数以上いることが分かりました。

6 ページの間 6 「今回の条例は教育行政の中立性を阻害すると思うか」には、約 88% が「特に阻害されることはない」という回答をいただいております。

「阻害されない」理由では、「地域全体で子ども子育てをしていくことは教育行政によい影響を与えると考える」や、「公平適正に行われれば中立性は守られ時代の変化に合わせ柔軟に考える必要がある」などの意見をいただきました。

また「阻害される」を選んだ理由では、「専門性や知識のない人が意見するとよくない」

などの意見がありました。

条例制定そのもので教育行政の中立性が阻害されると懸念した人が少数ながらおられたことは、条例制定について市民の納得をいただけるように取り組んでいかなければならないと考えます。

アンケートについては、以上でございます。

○市長

ありがとうございました。

それぞれのアンケート調査結果について説明がありましたが、非常に興味深い結果かなと見ていました。

おそらく、これが今の大阪狭山市のそれぞれのお立場の方々の正直なご意見、実態のかなと思っています。

肯定的な意見もあれば、否定的な意見もあって、これを今後どう教育行政に活かしていくかというのが、我々に与えられた大きな使命かと思っておりますので、教育委員の皆様方は、このアンケート結果も拝見されたと思うんですが、ご感想やご意見がありましたらお伺いしたいと思います。

まずは、井上委員からよろしいですか。

○井上教育委員

私は、大学で教員養成をしておりますので、やはりこのアンケートの中の教職員を対象としたアンケート結果に、とても注目しました。

先生方はどのような反応をされているのかなと思いつつ、じっくりと読ませていただきましたが、2つ目の案件にも関係してまいります。今、先生方は本当にお忙しいと思います。

校務のICT化や、学校閉庁日の設定、部活動の地域移行、小学校水泳の民間委託等、教育委員会事務局が中心となって働き方改革が進められておりますが、やはりお忙しいと思います。

新しい動きがあると、先ほどのご報告にもございましたが、先生方はやはり、負担が増えるのではと、とても懸念されていることがアンケート結果からよくわかりました。

一方で、教育の独立性・中立性への懸念では、約75%の教職員が「そう思わない」と回答しておられました。

「そう思う」の回答がもっと多くてもおかしくないのではないかという思いもある中で、75%もの先生方が、「そう思わない」と回答しておられることは、きっと、これまでの大阪狭山市の教育行政、市長の立ち位置、それから教育委員会の姿勢が、一定、先生方にそれなりの安心感みたいなものをもたらしているのだろうな、その姿勢が伝わっているんだろうな、というふうに感じながら拝見しております。

本市では、昨年度からスクールロイヤーが導入されています。コミュニティ・スクールも導入されておりますし、学校運営や学習指導にたくさんの地域の方が関わってくださっております。

一方で、学校対応に苦慮するようなこと、法的な知見が必要となる場面も出ていと伺っております。

このような状況を踏まえると、大阪狭山市の教育を市民総がかり、まちぐるみで推進す

る、先ほど市長も基本条例は、理念条例とおっしゃっていましたが、そのための基本理念を明文化し、子どもを育む仕組みを制度として整えることも必要だと感じております。

一番はじめに、先生方の負担感のところに注目しました、とお話しさせていただきましたが、本日、山田委員が欠席ですので、山田委員からお聞きしたご意見も付け加えてお話しさせていただきますと、山田委員は学校の校長先生をされておられ、その経験の中でおっしゃっていたことです。

すごく大事なご発言だと思い、お聞きしたことがあって、地域や関係機関と連携していくことによって、先生方の負担はむしろ軽減されるとおっしゃっておられました。

おそらく山田委員は、これまでの自分の経験から言ってくださっていると思いますので、先生方は負担が増えることを気にはされておられますけれども、山田委員の過去の経験をあわせて考えますと、負担感の増加については、多分大丈夫なのではないかと思っております。

○市長

ありがとうございます。

教職員アンケートをもとに、いろいろとご意見いただいた中で、やはり私も気になっているのは教職員の負担感と教育行政への政治的な介入の部分になりますが、この条例を作ることで先生方の負担が増えるということは、決して本意ではありません。

市民総がかりでやっていく中で、できるだけたくさんの方がいろんな場面で、子どもたちに関わっていただくことで、みんなで、大阪狭山市をいい方向に持っていこうということで、総がかりという言葉を使った条例にしておりますので、先生だけの負担が増えるということは、私も想定しておりませんし、逆にそうあってはならないと思っています。

このアンケートは、具体的に今後どうなっていくかが見えていない時点での意見ですので、現状の正直な意見としてはこうなのかなと思っています。

ただ、これからしっかりと先生方の負担というものも意識をしながら、取組みを進めていく必要があると思っています。

あと、教育に関しての中立性や独自性をどう守っていくかについては、後程、じっくりとお話しさせていただければと思います。

それでは、内田委員どうですか。

○内田教育委員

私は保護者の立場ですので、資料2-3の保護者アンケートの結果について、意見申し上げたいと思います。

最初の方に「子どもの育ちは家庭が基盤、保護者が一番の責任を負う」といった質問に対して、多くの方が「そう思う」と答えており、家庭教育が子どもの成育に果たす役割の大きさが認識されているものと思います。

この点からも、この条例で、保護者の役割を規定することは、総がかりの教育を推進するためには必要ではないかと思っています。

あと、教育委員会では、家庭教育を推進していくために、本年、「家庭教育への10の提言」を改定して、市立学校すべての保護者に周知していますが、それを推進していくための明確な根拠として必要なものではないかと考えています。

一方で気になっていますが、アンケート結果で、保護者の2割弱の方が「そう思わない」と答えているとのことで、家庭環境や社会状況によっては、責任を家庭に過度に押し付けているのではないかと、ということが不安なのかなと思います。

この点も少し考える必要があるのではないかと考えています。

○市長

保護者の立場から、保護者アンケートを中心にお話しいただきましたが、子どもたちを取り巻く環境、そして、各家庭を取り巻く環境は、やはり大分と変わってきています。

ここ10年を見ても変わってきているということは、さらに向こう10年を考えたときに、より一層、変わるんだらうと推測できます。

ひとり親家庭や共働き家庭が増えてきているということもありますし、ライフスタイルが変わってきていると思います。

そういう中で、家庭だけで子育てをする、これは本来のあるべき姿なのかもしれませんが、今後もそれだけを追求していくというのは、社会的に少し無理が出てくる部分があり、一定、地域や社会がしっかりと支えていく、そういう環境を作っていくことが必要になってくると思っています。

ですので、このアンケート結果に、責任を家庭に押し付けられるのではないかと取られる方もいることは、先ほどの、教職員の負担が増えるのではないかと、いうのとよく似ていて、現状、まだはっきりとしたものが見えていないので、この条例を作ったらそうなるのではないかと懸念があるのはわかります。

全く責任がないとは言えないので、一定、第一義的な責任は家庭にあると思っていますので、そこを果たしながらも、責任が果たせない部分は地域がその分を支えていくということが必要ではないかと考えています。

そのあたりを、市としてもしっかりと進めていかなければならないですし、おそらく、家庭教育への提言においても書かれているだろうと考えています。

そこをしっかりと、市や教育委員会としても周知しながら、家庭環境の整備を進めていく必要があると思います。

鶴川委員は如何でしょうか。

○鶴川教育委員

私も保護者ではありますが、子どもたちへのアンケート結果について、意見したいと思っています。

アンケートでは、94%ぐらいの子どもたちが学校生活に満足しているということで、その理由として、「友達と過ごす時間」や「先生との関わり」が要因となっていることは、子どもと周囲の人との関係が良好であるからだと思いました。

一方で、学校をもっと良くするために必要なことは、安全・安心面への不安や、より充実した学習環境を求めていると認識しました。

学校園をはじめ、様々な立場の方の役割を条例で規定することは、これらの課題に、それぞれの立場で関わっていただくために有効なツールだと感じました。

私たち大人が考えているように、子どもたちも同じように考えていることが、結果に現れていることは、子どもの意見を尊重する観点からも重要な結果だと思いました。

○市長

ありがとうございます。

最後におっしゃっていただいた、子どもの意見を尊重するという観点、これは国が、こども基本法を作り、こどもまん中社会を作っていくにあたっては非常に大切な考え方だと思います。

本市や教育委員会も含めて、いろいろな計画の策定にあたっては、やっぱり子どもたちの実際の声を聞いて、それをできるだけ反映して、策定していこうという取組みをしていますので、今回もアンケートをとって、実際に子どもたちがどう考えて、どう思ってるかという結果は、非常に貴重な意見だと思っておりますので、それを踏まえて、我々、責任ある大人がどうまちをつくっていくかというのは非常に大事だと思っています。

ほかに何かありますか。井上委員どうぞ。

○井上教育委員

教育行政の中立性については、やはりとても気にしております。

前回の条例案に対するパブリックコメントで、この条例により、教育基本法第16条に反して、教育行政の中立性が損なわれるのではないかというご意見もありました。

一方で、先ほど申し上げましたけれども、教職員や保護者へのアンケートでは、多くの方が「そう思わない」と回答しておられます。

私自身もいろいろ考えながら、確かに、市長と教育委員会が一体となって教育施策を進めることは、市の教育をより進める上で有意義だとは思いますが、改めて再確認をしておきたいなと思います。

政治的な意向が教育行政に過度に反映されないかと懸念されている教職員や保護者がやっぱりいらっしゃいます。

その点に関して、市長のお考えをはっきりとこの場でお聞かせいただきたいと思います。

○市長

ここは非常に関心のある部分でもあるし、デリケートな部分でもありますので、しっかりと丁寧に説明し、言葉として残しておく必要があるのかと思っています。

前回の総合教育会議でも述べましたが、まず言えるのは、皆さんが懸念されているように、教育行政の中立性が損なわれるのではないかと懸念する方も一定おられることが、数値にも出ています。ただ、これは従前から申し上げています通り、教育委員会は独立した組織であります。教育基本法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律をはじめ、法に基づいた運営をして、しっかりと法に守られてるとというのが、教育委員会や教育のあり方です。

そこが担保されてる中で、この条例ができることによって、その担保されてる中身が損なわれるのかというと、決してそういう条例ではないと思っていますし、そういう条例にしてはいけないと思っています。

あくまでも、教育行政の専門的な判断や内容については、教育委員会が主体的に行うべき、判断するべきものであり、その独立性・中立性は、間違いなく、条例ができて担保されるということです。

この条例は、専門的な中身をどうこうする条例ではなしに、市、保護者、そして学校園、市民が総がかりで教育を進めていく、そのための枠組みや体制を示すものですので、政治的介入を意図するものではないと、はっきりと明言しておきたいと思っています。

もし、そういう方向に行くのであれば、これは、法律に違反していることになりまして、決してそういうことをするつもりはございません。

○井上教育委員

しつこく質問させていただいてよかったなと思います。

教育は不当な支配に服することなくというのは、とても大切な部分だと思いますので確認させていただきました。

どうぞよろしく願いいたします。

○市長

他に何かございますか。

それでは、先ほど、アンケート結果の報告はいただきましたが、社会教育委員の方からのご意見もいただいているとのことですので、その内容を報告いただいておりますか。

○教育部教育政策グループ課長

社会教育委員の意見をご紹介します。

まず、「条例制定のねらいなどを示した解説資料があるとわかりやすい」であるとか、「旧条例の「意見情報の共有」に係る規定の中で、「子どもの意見を聴取」という言葉が伝わりにくいので、「子どもの意見を尊重し」、または「子どもの視点を尊重し」としてはどうか」、「旧条例の「学校の役割」に係る規定において、「学校の自立性」の観点を加えることが必要、コミュニティ・スクール構想の根底にある本質的な課題である」、「教育行政の中立性、独立性」、そもそも新たに市長提案の条例制定をすることに、これまでの教育行政の形が変わってしまうのかとの懸念が生じる」、「行政だけが「責任」ではなく、保護者も「役割」ではなく「責任」。保護者が頑張ると、市民もサポートする」等の意見を頂戴しております。

○市長

ありがとうございます。

それぞれ、非常に貴重な、重みのある意見だったと思います。

社会教育委員からも、教育行政の中立性や独立性のご意見も出たということでもあります。

また、市民に解説資料があるとよいというご意見もあったので、そのあたりの実行できるものについては実行していただきたいと思っています。

特に聞いた中で、学校の自立性ということで、本市ではコミュニティ・スクールを導入しています。

学校単位で子どもたちのために、地域の方々とどのような教育や学習の機会が創出できるかということを鋭意努力していただいています。

そういう中で、学校の自立性を尊重した活動につなげていくためには、どういう体制づくりが必要なのかということも当然考えて、この条例を作る必要があると思っています。

保護者が頑張らないと市民もサポートできない、という意見もありましたが、そういう方ももちろんおられると思いますが、保護者は保護者で、地域に対する思いを態度で示して欲しいということもあります。そうできない保護者の方もおられますので、地域は地域で、いろんな機会を捉えて子どもたちをサポートしていくという方向をしっかりと作って欲しいと思います。

教育委員の皆さんは、社会教育委員の方々からの意見に対して何かありますでしょうか。

○井上教育委員

資料3に、旧条例と修正案が書かれていますが、旧条例の第9条の「子どもの意見を聴取する」という表現について、社会教育委員の方からご意見があったかと思えます。

こども基本法の趣旨を踏まえますと、ご意見にもあったように、「子どもの意見を尊重し、これを聞き取る」というふうに明記したほうがより適切であり、大切な規定になるかなと考えます。

子どもの最善の利益を実現するためには、子どもを施策の対象としてとらえるのではなく、主体的な当事者として、子どもの意見を丁寧に聞き取る姿勢を明確にしていきたいなと思うので、本当に貴重な意見をいただいたと思いました。

この表現をどう理解していくかというところで、「子どもの意見を尊重し、これを聞き取る」ということは、子どもの意見を基本的に尊重することが大前提で、だから意見をきちんと聞き取りますよ、ということで理解してよろしいですか。

というのも、聞いてもらうだけでそれが尊重されていないという結果になると、もともとの狙いからずれていくことになると思います。

子どもたちは意見を聞いてもらって、それがちゃんと尊重されることを実感として積み重ねていくことで、市長がおっしゃってる10年後、20年後の、大阪狭山市をつくっていくんだらうなと思っております。

○市長

井上委員からのご意見ですが、教育委員会事務局はどうですか。

○教育部長

井上委員からご意見いただいた内容については、後程、資料3の条例修正案で説明をさせていただく際にも申し上げようと思っておりますが、子どもの意見を尊重するという趣旨は、委員のおっしゃられた通りでございます。

主体的な当事者としての意見をしっかりと実現していくために、この条例を策定していきたいと考えています。

○市長

井上委員よろしいですか。

○井上教育委員

はい。

○市長

他に、社会教育委員の方からいただいたご意見について、何かございますか。

ないようですので、次に、それぞれのアンケートや社会教育委員の方からのご意見を受けて、今回、修正案を再提出するというところで、再提案される修正案について、説明をお願いします。

○教育長

本当にたくさんのご意見をいただいております。

アンケートや社会教育委員の皆様からの意見を参考に、条例案の修正作業を進めております。

条例の修正案について、詳細は教育委員会事務局から、後程ご説明いたしますが、私から、大きな修正点を2点ご報告したいと思います。

まず1点目ですが、目的の明確化でございます。

この条例の目的は、本市の教育について、まちぐるみ、総がかりで推進していくものでございます。

この条例の思いについて、より明確にするということで、保護者、市民、学校園それぞれの主体が市とともに連携・協働して取り組んでいく姿勢を、条文に明記いたしました。

2点目は、基本理念の規定でございます。

旧条例では、目的の規定にとどまっており、理念が記載されていない条例になっておりましたが、新たに基本理念を条例の中で規定いたしました。

これにより、教育振興基本計画や市長が定めます教育大綱の理念である「学びあい、つながりあり、未来に輝く人づくり」、これをしっかりと条例に位置づけて、教育施策全体の指針となる理念条例ということで整理をしたところでございます。

それでは条例案の修正内容について、教育委員会事務局から説明をお願いします。

○教育部長

それでは修正した内容についてのご説明を申し上げます。資料3をご覧ください。

まず1点目は、先程、教育長もおっしゃっていただきました第1条の目的でございます。

教育の振興に関する施策は保護者、市民、学校園と市が連携、協働し、市民総がかりで取り組むことを明記しました。

アンケート結果におきましても、学校教育を進めるには、「地域や周囲の支えが必要」や、「子どもは地域の中で生活してるので、地域も支える存在であるべき」という意見に大半の保護者の方が賛同いただいております。また、「市民は教育への関心、理解を深める取組みに参加し、学校園、家庭と連携協力する」という設問につきましても、ほとんどの教職員の皆様が必要性を認識してる状況です。

本市におきましては従来から、協働をキーワードにしたまちづくりに取り組んでいます。

その点も踏まえて、この条例につきましても、教育の振興を市だけでなく、多様な主体が一体となって、総がかりで進めるという趣旨を具体化したものでございます。

次に2点目でございます。

こちら、先程、教育長からご説明いただいておりますが、新たに基本理念を規定したことでございます。

本市の教育施策の根幹であります「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を第3条に明文化しました。

これにより、この条例を理念条例として位置付け、教育振興基本計画や教育大綱との整合性を確保しながら、基本計画等の教育振興施策を推進するためのものでございます。

続いて、3点目としまして、市の責務を明確化しました。

第1条の目的でも申し上げましたが、まちぐるみ総がかりで本市の教育に取り組むため、市が主体的かつ強い責任を持って、教育施策を総合的に推進する立場を示し、市長、教育委員会のみならず、他の執行機関も含め、市全体で取り組む姿勢を明らかにすることといたしました。

次に、4点目について、第8条でございます。

こちらは、新たに、連携及び協働を規定したものでございます。

保護者、市民、学校のそれぞれの役割を相互に補完的に結びつける仕組みを明示いたしまして、これにより、まちぐるみ総がかりの教育を制度的に担保することといたしました。

最後に5点目は、第10条をご覧ください。

先程、井上委員からご意見いただいたところでもございますが、意見情報の共有に関する修正として、「子どもの意見を尊重し、これを聞き取る」と明記しています。

社会教育委員からのご意見でもございましたように、こども基本法の理念を踏まえ、子どもを教育施策の主体的当事者として位置づける規定といたしました。

以上が修正点の説明でございます。

○市長

まず、私から確認させていただきますが、先の条例案では、「市長の責務」と「教育委員会の責務」がありましたが、今回の修正案では、それをまとめて「市の責務」となっています。

これについて、どのような考え方が説明いただけますでしょうか。

○教育長

今回の修正案では、教育の振興に、市が主体的で強い責任を持つことを明確にするため「市の責務」として1つの条項にまとめています。

これにより、本市の教育の推進は、教育委員会と市長だけではありませんで、他の執行機関、例えばここには議会も入ってくると思いますが、皆が力を合わせて総がかりで取り組むことを、一条化することにより、「市の責務」ということで明確にできると思っております。

また、教育基本法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律とで、市長と教育委員会の職務権限は明確に区分されておりますので、その枠組みを前提としつつ、両者の連携と協働を推進する体制を明示することで、市全体で教育振興について取り組む姿勢を条例によって、広く示していけると考えて、「市の責務」ということを明確にしたものでございます。

○市長

これから教育施策を推進するにあたって、第8条の規定にあるとおり連携協働していくときに、市長としての責務とか教育委員会としての責務というよりも、市という大きいくくりで主体を示した方が、市民や学校園からするとわかりやすいという考えでよろしいですか。

そちらの方が総がかりで取り組む体制を作り上げることができるということでもよろしいですね。

そうしましたら、これも先ほど、井上委員からありましたが、「子どもの意見を尊重する」という文言も修正されてますが、ここにどんな考えや意図がありますか。

○井上教育委員

先ほど、子どもの意見を尊重することは大原則だと、その原則のもとに聴取するんだと、教育委員会事務局からもお話を聞かせていただきました。

こども基本法でも、子どもの意見、表明の機会の確保、子ども施策に対する意見の反映がはっきりと明記されていますので、子どもの意見表明権を尊重して、子どもを教育振興施策の対象とするのではなく、主体的な当事者として位置づける、このことを実現するために、この条例を制定することに期待したいと思っております。

○市長

子どもを主体的な当事者として位置付けて、子どもたちの意見をしっかりと尊重する、

そういう姿勢が必要だということでもあります。

これからの時代には、この考えは絶対に必要になってくることだと思います。

すべての意見を取り入れることは難しいかと思いますが、できる限り、子どもたちの意見を尊重する、この姿勢は絶対に必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

他に、今回の修正案についてご意見ございましたらお願いいたします。

教育長は、この修正案についてご意見ありますでしょうか。

○教育長

本日は、条例の再提案ということで、意見交換ありがとうございます。

この条例ですが、市の教育について、まちぐるみ総がかりで推進していくとことを明確に発信することで、教育委員会にとりましても大変心強い条例と感じています。

また、基本理念を条例に位置づけることで、市の教育の方針を固定化し、教育行政を長期的に安定して推進していけると思っています。

今後、アンケートにご協力いただいた方々に、この条例の修正内容をお示しいたします。

それと並行してパブリックコメントを実施し、幅広く市民の方々からご意見をいただきながら、再提案に向けた条例案の検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○市長

アンケートや社会教育委員の方からご意見を伺って、それらを基に、いろいろと意見交換をさせていただきました。

前回の原案と比べて、よりよいものができたと思っております。

ただ、条例を作ることが目的ではありませんので、今後はパブリックコメント、そして議会審議となりますけれども、しっかりと制定された折には、これをもとに、市民の皆様の理解を得て、教育の振興を総がかりで実施していくことが一番の大きな目的でございます。

それに向け、一丸となって進めていけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そうしましたら、案件1については、以上とさせていただきます。

次に、案件2の「その他」ですが、「業務量管理・健康管理措置実施計画の策定・公表について」を議題といたします。

○教育長

この案件は、報告案件でございます。

資料5の概要にありますように、学校における働き方改革の一層の推進ということで、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正がございまして、第8条の規定による「教育職員の業務量、管理健康確保措置実施計画」の策定を、現在、教育委員会事務局で進めていることをご報告させていただくというものです。

○市長

先生方の業務量の適切な管理と、健康や福祉を確保するための措置を実施するための計画ということです。

資料5の概要の(1)の2つ目に、計画の内容及び実施状況について総合教育会議への報告を義務づける、という内容になっておりますが、今の状況はいかがですか。

○教育監

本市におきましては令和2年4月に「大阪狭山市学校における教員の働き方改善プラン」を策定しておりまして、「勤務環境の改善」や「学校業務の適正化」、「部活動の適正化」、この3つの観点から総合的に取組みを進めております。

これをベースに、「教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定を進めているところでございます。

○市長

具体的には、この間、どのような取組みを進めてきているのでしょうか。

○教育部副理事兼教育指導グループ課長

例えば、市内全校への校務支援システムの導入や、学校からスクールロイヤーに直接相談できる体制の整備、学校閉庁日の拡大、ICT機器の導入、今も進めております部活動の地域移行に向けた取組み、このあたりを進めているところです。

あわせて、「大阪狭山市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」も示してまいりました。

○市長

今までも取り組んできた内容をベースに、さらに、新たなものを策定して進めていくということです。

本市は、子育て先進都市を掲げており、教育については重要なことでもありますので、計画を作ることが決してゴールではなしに、それをしっかりと実効性のあるものにしていくことが大事だと思います。そこをよろしくお願いしたいと思います。

他に何かありますか。

そうしましたら、3つ目の「その他」の案件は以上とさせていただきます。

最後に、事務局から何かございますか。

○政策推進部次長兼企画・情報政策グループ課長

長時間のご議論、意見交換ありがとうございました。

事務局からは、追加案件等ございません。

○市長

以上をもちまして、令和7年度第1回大阪狭山市総合教育会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。